

インターネット上の 人権侵害への対応

平成14(2002)年5月に、「プロバイダ責任制限法」(「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の

制限及び発信者情報の開示に関する法律」)が施行されました。

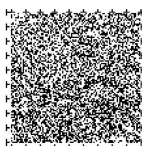
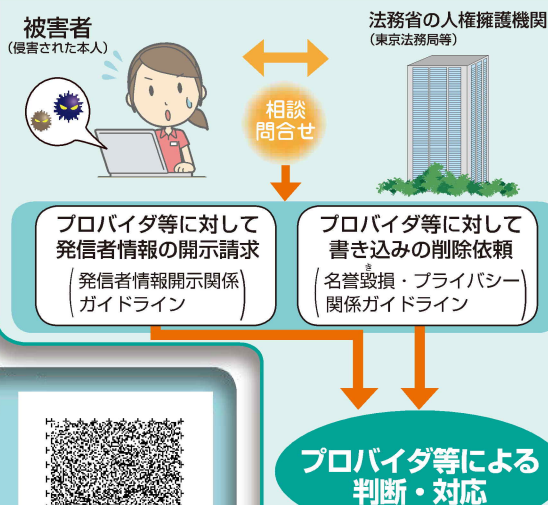
この法律などに基づき、被害者がプロバイダ等に対して、インターネットの掲示板への書き込み記事削除や、書き込みをした者(発信者)の情報開示を求めることができます。

*プロバイダ業界はこの法律に関するガイドラインを定めています。その中で、人権侵害の被害者本人からだけでなく、法務省の人権擁護機関(東京法務局等)がプロバイダ等に削除を要請した場合も対応することとされています。

(注)プロバイダ

インターネット接続業者。電話回線などを通じて、企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続する。

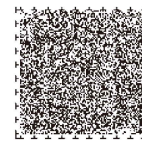
インターネット上の人権侵害



もしも被害に遭ったら…

インターネットの掲示板等で、プライバシーの侵害や、差別的書き込みなどの人権侵害を受けた場合には、情報の発信者や情報を掲載している掲示板の管理人、プロバイダ等に、記事の削除要請や発信者情報の開示請求をするという手段をとることができます。

この場合には、証拠として保存した掲示板等の内容を添付して、掲示板の管理人やプロバイダ等にメール等で連絡してください。



相談窓口

★東京都人権プラザ

「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS(LINE)相談(無料)※
受付時間: 月～金 16:00～22:00(祝日・年末年始を除く)
受付は21:30まで(1日1回程度60分以内)

アカウント名: インターネットにおける人権侵害相談@東京
「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談(無料)※

○面接・オンライン相談(要予約)

受付時間: 木 13:00～16:00(相談時間40分以内)
(第4木、祝日・年末年始を除く)

予約受付電話: 03(6722)0124

○電話相談: 03(6722)0126

受付時間: 第4木 13:00～16:00(相談時間15分以内)
(祝日・年末年始を除く)

※この相談は、原則、都内在住、在勤、在学の方を対象に実施します。

★東京法務局人権擁護部

電話相談: 0570(003)110(みんなの人権110番)
03(5363)3067(IP電話の方)

受付時間: 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

メール相談: <https://www.jinken.go.jp/>

★警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課

電話相談: 03(5805)1731(サイバー犯罪相談窓口)

受付時間: 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

★ネット・スマホのなやみを解決「こたエール」

電話相談: 0120-1-78302

LINE 相談: アカウント名「相談ほっと LINE @東京」

電話・LINE 相談の受付時間: 月～土 15:00～21:00(祝日・年末年始を除く)

メール相談: 24時間受付

<https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/>

★違法・有害情報相談センター(総務省支援事業)

インターネット相談(24時間受付) <https://ihaho.jp>

このリーフレットに関する問合せは下記にお願いします。

東京都総務局人権部人権施策推進課

東京都新宿区西新宿2-8-1 電話: 03(5388)2588

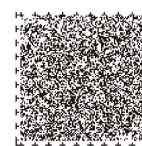
令和6(2024)年12月発行

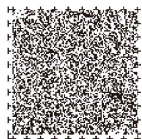
印刷物規格表第4類

印刷番号(6)32



このリーフレットには、音声コードが開いた四角の両面に印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。





インターネット 利用の光と陰

便利なだけでは ありません！

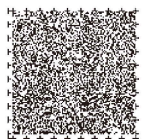
インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしています。近年では携帯電話、特にスマートフォンの急速な普及に伴い、子供たちにとっても身近なものになっています。

その一方で、SNS での特定の個人を対象とした誹謗・中傷、同和問題（部落差別）や外国人、障害者等に関する差別的な表現の書き込み、個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害、保護者や教員の知らない非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめなど、インターネット上での人権を軽視した行為が大きな問題となっています。また、インターネットを通じた誘い出しにより未成年者が性的被害や暴力行為に遭うなどの犯罪に巻き込まれるという事例も多く発生しています。

インターネット上では、名前や顔を知られずに情報を発信することが可能なため、現実の世界よりも人権を軽視した行為をしやすいといえます。その上、情報は一瞬にして大勢の人に伝わってしまい、一度公開された情報は完全に消すことはできません。

例えば、SNS に人権を無視した情報を書き込まれた人は、周囲の人から誤解されたり、見ず知らずの人から嫌がらせをされるなど、日常生活に大きな支障をきたしかねません。さらには精神的に深く傷つき、追い詰められ、職場や学校へ行けなくなることや体の不調を訴え、自殺へとつながることもあります。

書き込みをした側は、掲示されている内容が悪質なときなどは、民事上の責任（損害賠償責任）、刑事上の責任（名誉毀損罪や侮辱罪等）を問われることがあります。

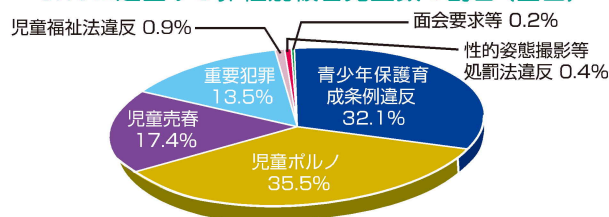


インターネットによる被害

ここ数年、インターネットを利用した人権侵犯事件が後を絶ちません。また、18 歳未満の児童がインターネットによる危険にさらされています。

●最近、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、ブログ、プロフィールサイトなど出会い系サイト以外のコミュニティサイトなどを介して、18 歳未満の児童が児童買春や児童ポルノなどの犯罪被害に遭う事件が多くなっています。

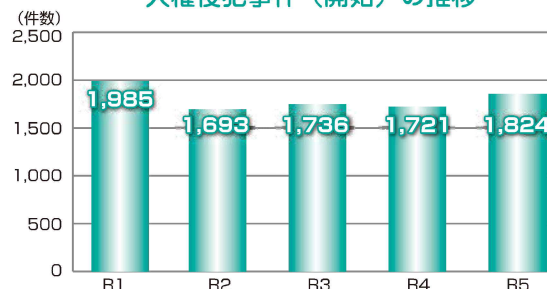
SNS に起因する罪種別被害児童数の割合（全国）



<資料：「令和5年における SNS に起因する被害児童の現状」（警察庁）>

- 2023 年中のインターネットを利用した人権侵犯事件（全国計）は、1824 件（前年度比6.0 %増加）。
- 法務省の人権擁護機関がプロバイダ（接続業者）等に対し人権侵害情報の削除を求めるなどの要請を行った件数は 449 件となっています。この中には、インターネット上に、被害者の氏名や顔写真とともに、詐欺を働いており前科があるなどの投稿がされ、この投稿が名誉毀損に当たると認められた結果、法務局からサイト管理者に対し削除を要請し、当該投稿が削除された事案などがありました。

インターネット上の人権侵害情報に関する 人権侵犯事件（開始）の推移



<資料：「令和5年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）」（令和6年3月）（法務省）>

人権を侵害 しないために



SNS や掲示板などの利用に当たっては、常に書き込みの相手や読み手に配慮することが大切です。

ルールやマナーを守って、加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

◆差別的な発言や誹謗・中傷を書き込まない◆

差別的な発言、承諾がない本人情報の暴露（いわゆるアウティング）、誹謗・中傷の書き込みは、許されることはありません。インターネット上の掲示板における匿名性を悪用してこのような書き込みを行うことはやめましょう。

インターネット上の書き込みは、プロバイダ責任制限法に基づき、プロバイダ等に対する開示請求により、書き込んだ人を特定することができます。

◆なりすまし行為はしない◆

特定の人物になりすましてインターネット上で身勝手な発言や活動することは、その人物の信用と名誉を著しく傷つけ、場合によっては名誉毀損で訴えられることがあります。また、ID やパスワードを盗み、他人になりすまして不正アクセスを行うことは、不正アクセス禁止法違反になります。

◆個人情報は書き込まない◆

特定の個人の氏名や住所、電話番号などの書き込み、写真の掲載は、プライバシーの侵害に当たります。書き込んだことにより、情報が悪用され、書き込まれた人に予想もしない影響が生じることがあります。

また、自分自身の個人情報の書き込みについても注意が必要です。

